

令和7年度 第1回 茅ヶ崎市感染症診査協議会 会議録

議題	(1) 会長及び副会長の選出について (2) 入院勧告に係る臨時諮問方法について (3) 結核患者に関する診査について ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下「感染症法」という。) 感染症法第37条の2の規定による結核医療の公費負担について (諮問) イ 感染症法第20条第4項の規定による入院の延長について (諮問)
日時	令和7年4月24日 (木) 13時30分～14時00分
場所	茅ヶ崎市保健所 2階相談室4・5
会議の公開・非公開	一部非公開
非公開の理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため (茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号に該当)
出席者氏名	会 長 富田 章夫 副会長 近藤 博英 委 員 宮下 克己 委 員 後藤 愛 事務局 保健所 保健所長 保健予防課 保健予防課長、須田課長補佐、吉野副主査 乾副主査、矢島主事、永尾主事、千葉主事
欠席者氏名	委 員 西川 正憲
傍聴者数	
資料	諮問表 (非公開)

会議の記録（摘録）

1 開会

2 議題

(1) 会長及び副会長の決定について

茅ヶ崎市感染症診査協議会条例第5条第1項の規定に基づき、会長に富田委員が、副会長に近藤委員がそれぞれ選出された。

(2) 入院勧告に係る臨時諮問方法について

感染症法第20条第1項の規定による入院勧告の臨時諮問方法について、事務局案のとおり承認された。

(3) 結核患者に関する診査について

ア 感染症法第37条の2の規定による結核医療の公費負担について

第37条の2 (新規)：諮問3件、承認3件

イ 感染症法第20条第4項の規定による入院の延長について

第20条第4項 (延長)：諮問2件、承認2件

3 閉会

次回開催日が令和7年5月8日（木）であることを確認し、閉会した。